

津市環境基本条例

平成19年3月30日

条例第5号

私たちのまち津市は、三重県のほぼ中央部に位置し、西は奈良県に接し、東は波静かな伊勢湾に臨み、青山高原を始めとした緑あふれる山々や豊かな恵みを育む雲出川、安濃川等の河川、流域には森林地域や田園地帯など、本市の地域特性である豊かな自然環境に恵まれている。

また、藤堂藩政下における城下町としての歴史を広く地域に残すとともに、伊勢街道、初瀬街道、伊賀街道等の5街道が通じる交通の要衝として栄え、多くの歴史的・文化的遺産を受け継ぎ、産業、学術、文化など多様な機能を備えた三重県の県庁所在地として発展を続けている。

しかし、都市の発展を支える社会経済活動が進展する一方で、私たちは日常生活や事業活動において環境に負荷を与え、人類を含むすべての生物の存続基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしてきている。

私たちは、持続的な発展が可能な社会の中で、誰もが安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、自然環境など、一度失われた環境を取り戻すことは困難であることを認識し、私たちを取り巻く恵まれた環境を守り、後世につなげていく役割を担っている。

私たちは、こうした役割を自覚し、地球環境を視野に入れ、住民等、事業者及び本市が協働して、環境を保全し、及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに住民等、事業者及び本市の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、住民等、事業者及び本市が協働して環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の住民等の安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の

地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、住民等の安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、自然との共生を目指し、住民等が安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、住民等、事業者及び本市がそれぞれの役割を自覚し、日常生活や事業活動において、相互に協力し、及び連携して行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題であるとともに、住民等、事業者及び本市が自らの課題であることを認識し、日常生活や事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（住民等の役割）

第4条 住民等は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らの日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、住民等は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境施策に協力するものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を自らの責任において防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、再生資源その他の環境へ

の負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境施策に協力するものとする。

(本市の役割)

第6条 本市は、基本理念にのっとり、本市の区域の自然的・社会的条件に応じた環境施策を策定し、国、三重県及び他の地方公共団体とも連携し、当該環境施策を実施するものとする。

2 本市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

(環境施策の基本方針)

第7条 本市は、環境施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種施策の相互の連携を図りつつ、住民等及び事業者と協働して、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 人の健康が保護され、また、生活環境及び自然環境が保全されるように公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源並びに海域を保全するとともに、森林、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然が豊かに触れ合うことのできる良好な自然環境が確保されること。

(3) 健全な水循環を確保し、及び維持するため、水源のかん養機能及び水の浄化機能を高めるように森林の保全が図られること。

(4) 潤いと安らぎのある環境を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、都市環境の向上及び歴史的・文化的環境の保全が図られること。

(5) 廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクル化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びに環境への負荷の少ないエネルギーの有効利用が促進されること。

(6) 地球環境の保全は、住民等、事業者及び本市が自らの課題であることを認識し、国際的な協調の下に、地球環境の保全に関する施策が推進されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、環境施策その他必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、住民等及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第16条に規定する津市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（事業に係る環境への配慮）

第9条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、環境への影響について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

（調査、監視及び測定体制の整備）

第10条 本市は、環境の状況を把握し、及び環境施策を適正に推進するために必要な調査、監視及び測定に関する体制の整備に努めるものとする。

（年次報告書の作成等）

第11条 市長は、環境の状況及び環境施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（財政上の措置）

第12条 本市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（自主的な活動の促進）

第13条 本市は、環境教育及び環境学習の推進など、住民等及び事業者が自主的に行う環境の保全及び創造に係る活動（以下「環境活動」という。）を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供）

第14条 本市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利及び利益の保護に配慮しつつ、前条の規定による環境活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第15条 本市は、住民等及び事業者と協働して環境施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

（審議会の設置等）

第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する重要事項
- (2) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (組織)

第17条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者
- (委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第20条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、環境部において処理する。

5 第16条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。